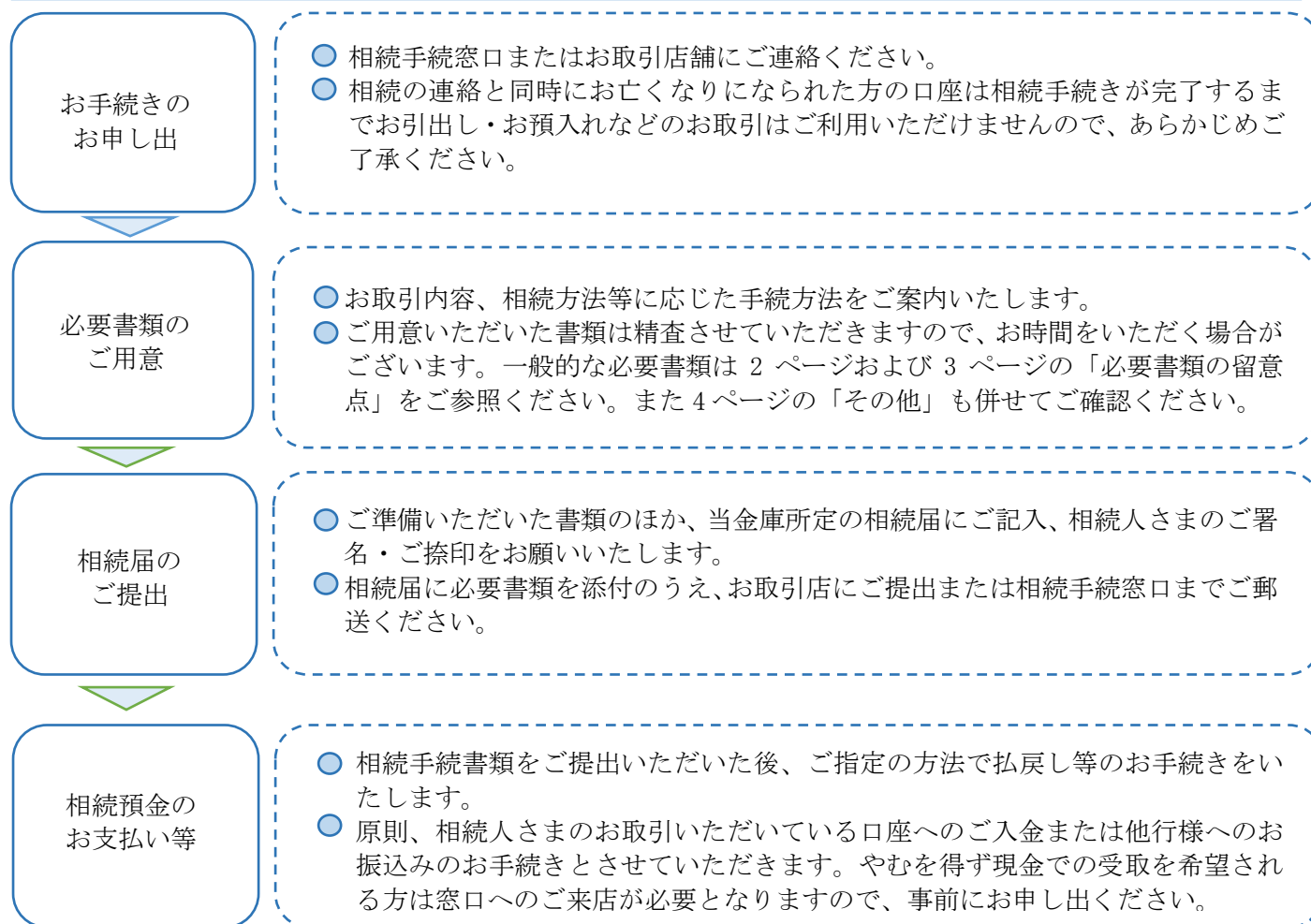


相続手続きのご案内

大切な方が亡くなられたお客さまには謹んでお悔やみ申し上げます。

こちらでは当金庫におけるご預金の相続手続きの流れについてご案内いたします。ご不明な点につきましては、お取引内容がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）をお手元にご用意のうえ相続専用フリーダイヤルまたはお取引店までお問合せください。お問合せの内容によっては所定の窓口をご案内（もしくは転送）する場合がございますのでご了承ください。なお、相続のお手続きにつきましては、事前連絡の対応をさせていただきますので、ご来店前にご連絡くださいますようお願いいたします。

》お手続きのながれ



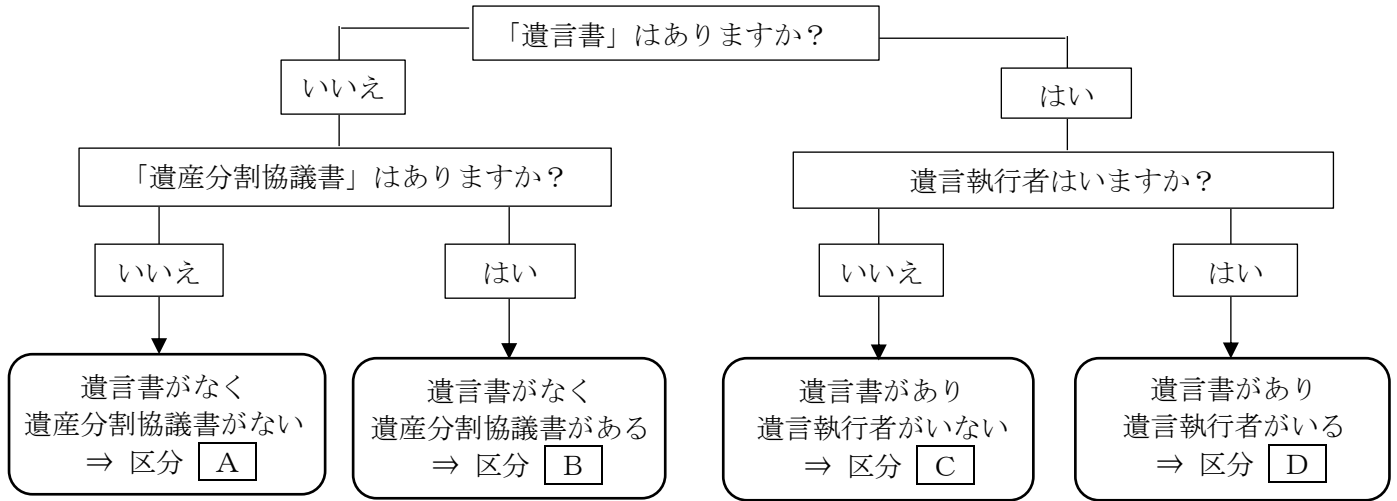
》はじめに（ご留意いただきたい事項）

お亡くなりになったお客さま（被相続人さま）の口座は、以下のようにお取り扱いさせていただきます。

お取引内容	お取り扱い方法
お引出し・お預入れ	お取り扱いできません。
お振込みの受取	お振込みがあった場合、原則入金のお取扱いはできません。 家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください。
口座振替のご契約	お引落し（お支払い）できなくなります。公共料金等の口座振替については別途お支払いいただくこととなりますので、引き続き口座振替のご利用を希望される方はお早めに引落口座の変更手続きを行ってください。
貸金庫の開閉	お取り扱いできません。

相続手続きにおける必要書類のご案内

相続手続きにおいて必要となる書類をご案内します。下記フロー図をご確認ください。



区分				必要書類	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	相続届	相続人各自直筆でご記入いただき、押印いただきます	金融機関	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	被相続人の通帳・証書 キャッシュカード等	お取引いただいているものすべて	相続人	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="font-size: small;" type="radio"/> 注1	<input style="font-size: small;" type="radio"/> 注1	法定相続情報一覧図	本書面をご用意いただければ被相続人と相続人の戸籍謄本は不要です	法務局	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="font-size: small;" type="radio"/> 注1	<input style="font-size: small;" type="radio"/> 注1	被相続人(亡くなられた方)の除籍(戸籍)謄本	亡くなったことがわかる書類	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
					出生から亡くなられた時までの連続した謄本【改製原戸籍謄本】	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input style="font-size: small;" type="radio"/> 注2	<input style="font-size: small;" type="radio"/> 注3	相続人の戸籍謄本	現在の【戸籍謄本、戸籍抄本】	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			相続人の印鑑証明書	相続人全員のもの (発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	相続手続きされる方の本人確認書類	【運転免許証、個人番号カード等】公的確認資料	公的機関	<input type="checkbox"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	相続手続きされる方の実印・取引印・認印	お取引内容またはお手続き状況によって異なります	相続人	<input type="checkbox"/>
	<input type="radio"/>			遺産分割協議書	法定相続人全員の署名・捺印(実印)があるもの	相続人	<input type="checkbox"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	遺言書	自筆証書遺言、公正証書遺言	相続人	<input type="checkbox"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	検認済証明書または検認調書	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
			<input type="radio"/>	遺言執行者の選任審判書謄本 (遺言書で遺言執行者が指定されている場合は不要)	家庭裁判所で遺言執行者が選任された場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
			<input type="radio"/>	遺言執行者の印鑑証明書	遺言執行者の選任がある場合 (発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
		<input type="radio"/>		受遺者(遺言により遺産を指定された方)の印鑑証明書	(発行後6ヶ月以内)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>

注1：被相続人が亡くなっている事実確認ができる書類が必要となります。

注2：受遺者が法定相続人の場合、被相続人との関係がわかる書類が必要となります。

注3：遺言書の内容により相続人全員分の戸籍が必要となる場合がございます。

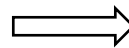
必要書類の留意点

- 各種提出書類は、原本のご提出が必要となります。
返却をご希望される場合は、確認後に写しをいただき原本をお返しいたします。
- 被相続人さまのお取引内容や相続のご事情によっては別途書類をお願いする場合がございます。
- ご提出いただいた謄本が発行日から著しく経過している場合は再度の取得をお願いする場合がございます。

相続届について

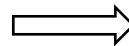
- 相続届にご署名・ご捺印をいただく方については、相続方法により以下のとおりとなります。

①遺産分割協議書や遺言書、家庭裁判所の調停や審判により、
当金庫の預金等を相続される方が指定されている場合



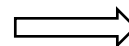
指定されている方全員

②遺言書がなく遺産分割協議書を作成していない場合



相続人全員

③遺言執行者や弁護士等手続きの受任者による相続の場合



遺言執行者や受任者等の
手続きをされる方

※家庭裁判所の調停または審判により遺産を分割される場合は、調停調書謄本または審判書謄本と
確定証明書をご提出ください。(詳細は4ページ「その他」参照)

- 実際の相続内容や相続のご事情により異なる場合がございますが、原則お手続きされる相続人代表者の方
にご記入いただきます。

戸籍謄本について

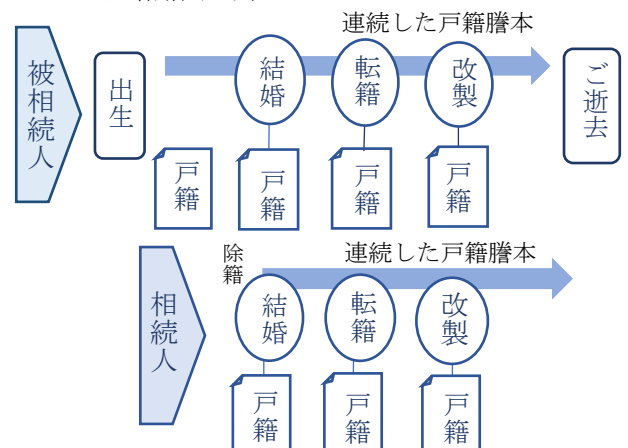
- 相続人の方の戸籍については、被相続人（亡くなられた方）の戸籍からご結婚や養子縁組等により籍を抜け
られた場合、除籍・転籍から現在に至るまでの性の変更経緯がわかる連続した戸籍をお願いする場合があります。
ただし、下記に該当する場合は原則不要です。

- ・ 現在も被相続人と同一の戸籍にいる方
- ・ 被相続人の戸籍から除籍されたが婚姻等による変更後および現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方

- 兄弟姉妹の方が相続人の場合は、
被相続人さまのご両親の出生からお亡くなりになられた時までの戸籍謄本等、
相続人全員を確認できるものが必要となります。

【原戸籍・改正原戸籍】

- ・ 本籍地を変更された時
- ・ 別戸籍に編入された時
(時結婚や養子縁組等)
- ・ 法律により戸籍簿が改製された時は、
「戸籍簿」が切り替わりますので、前・後の
戸籍謄本が必要となる場合があります。



その他

- 相続人の方が海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代えて大使館・領事館等で発行する「サイン証明書」が必要となります。
- 家庭裁判所の調停があった場合は、調停調書謄本または調停調書正本が必要となります。
- 家庭裁判所の審判があった場合は、審判書謄本または審判書正本および審判確定証明書が必要となります。
- 代理人によるお手続きの場合は、委任状または委任契約書等の委任を受けたことが確認できる書類が必要となります。
- 相続放棄された方がいる場合は、家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書をご提出ください。
- 被相続人さまのお取引いただいている通帳、キャッシュカードおよび証書等はお手元にあるものすべてをご持参・ご郵送ください。紛失しているものがある場合でもお手続きできます。
- お預かりした通帳は手続完了後、計算書とあわせてご返却いたしますので内容をご確認ください。

≫残高証明書発行のお手続き

残高証明書が必要な場合は、必要書類をご用意のうえフリーダイヤルに問い合わせください。

必要書類 (ご用意いただく書類)	<ul style="list-style-type: none">・お亡くなりになったことが確認できる書類 (除籍謄本、相続情報一覧図等)・相続人、遺言執行者、代理人等であることが確認できる書類・申請される方の実印および印鑑証明書 (発行後 6 ヶ月以内)・申請される方の本人確認書類 (免許証、個人番号カード等)
発行手数料	<ul style="list-style-type: none">・枚数に応じて所定の発行手数料が必要となります。

※当金庫所定の残高証明発行依頼書 (相続用) をご提出いただきます。

※証明日は被相続人がお亡くなりになった日となります。

残高証明書発行に伴い遺産分割協議書を作成される相続関係者の方へのご案内

遺産分割協議書の記載内容によってはお手続きいただけない場合がございますので、記載がない預金、記載以外の預金、あるいは後日新たな預金が発見された場合等に、あらかじめどのような措置をとられるかについて協議された内容を記載していただけますようお願い致します。

〈例 1〉「その他記載がないものについては相続人〇〇が相続する」

〈例 2〉「その他一切の権利は相続人〇〇に相続する」

〈例 3〉「後日新たに発見された場合は相続人〇〇が相続する」

など。なお、「〇〇に相続する」の部分は「〇〇に相続することに合意した」との記載が使われている事例もございます。

【問い合わせ先】

山梨信用金庫相続手続窓口

山梨県甲府市中央 1-12-36

フリーダイヤル 0120-033-788

〈受付時間〉

平日 9:00~16:00

(土・日・祝日・年末年始は除きます。)